

(仮称) 島牧ウィンドファーム事業に係る  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和3年2月

コスモエコパワー株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 開催日時.....	3
(2) 開催場所.....	3
(3) 来場者数.....	3
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解.....	4

# 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

## 1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間以上縦覧に供した。

### (1) 公告の日

令和2年11月30日（月）

### (2) 公告の方法

#### ① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した（別紙1）。

- ・ 令和2年11月30日（月）付 北海道新聞の小樽後志版

#### ② 日刊新聞紙への折り込み

島牧村、寿都町、黒松内町に集配される各日刊紙へ公告に関する案内の折り込みを実施した（別紙2）。

#### ③ インターネットによるお知らせ

令和2年11月30日（月）から、下記のウェブサイトに掲載した。

- ・ コスモエコパワー株式会社 ホームページ（別紙3）

<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shimamaki2.html>

また、寿都町及び北海道のホームページに、上記縦覧ページへのリンクを掲載した。

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計3箇所において縦覧を行った。また、インターネットによる電子縦覧を行った。

#### ①関係自治体庁舎での縦覧

- ・島牧村役場  
北海道島牧郡島牧村字泊 83-1
- ・寿都町役場  
北海道寿都郡寿都町渡島町 140-1
- ・黒松内町役場 コミュニティ防災センター  
北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302-1

#### ②インターネットの利用による縦覧

- ・コスモエコパワー株式会社 ホームページ (別紙3)  
<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shimamaki2.html>

### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和2年11月30日(月)から令和3年1月8日(金)まで  
(土・日曜日、祝日を除く開庁時)
- ・縦覧時間：各庁舎の開館時間に準じた。また、インターネットによる電子縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

### (5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数は13人(島牧村6名、寿都町2名、黒松内町5名)であった。

## 1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。開催場所及び開催日時等は以下のとおりである。

### (1) 開催日時

- ①島牧村：令和2年12月13日（日） 14時～16時
- ②寿都町：令和2年12月14日（月） 18時30分～20時30分
- ③黒松内町（※）：令和2年12月12日（土） 10時～12時

### (2) 開催場所

- ①島牧村：ふれあい交流センターおあしす
- ②寿都町：寿都町総合文化センター
- ③黒松内町（※）：環境学習センター

### (3) 来場者数

- ①島牧村：8名
- ②寿都町：5名

（※）黒松内町で予定していた説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から施設が閉鎖となったため中止とし、日刊新聞紙及び事業者ホームページへの掲載により周知を行った（別紙4-1、4-2）。そのため、黒松内町では、説明会にかえて黒松内町役場及び説明会会場施設に配布資料を設置するとともに、事業者ホームページにおいて説明会配布資料の公開を行った。

## 1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた（別紙5）。

### (1) 意見書の提出期間

令和2年11月30日（月）から令和3年1月22日（金）まで  
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への書面の投函
- ・コスモエコパワー株式会社への書面の郵送
- ・コスモエコパワー株式会社へのメールでの送付

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は5通、意見総数は43件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、受け付けた意見書は5通、意見は43件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見は全て原文の表現のままで記載した。

### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

埼玉県熊谷市在住 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&amp;バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>頂いたご意見は要約せず記載致しました。</p>
2	<p>1. 方法書の段階において複数のコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、引き続き最新の知見の収集に努め、環境影響評価に係る調査、予測及び評価に反映致します。</p>
3	<p>2. コウモリ類の調査で使用するそれぞれのバットディテクターの機種および記録方法を記載すること。</p>	<p>バットディテクターを用いた任意調査で使用する機種及び記録方式については、準備書に記載致します。</p>
4	<p>3. 高度別飛翔状況の各高度を具体的に示すこと。</p>	<p>高高度調査における機材設置高度について、準備書に記載致します。</p>
5	<p>4. 高度別飛翔状況調査地点が1地点では少ない。</p>	<p>高度別飛翔状況調査は、風況観測塔の1地点において実施する予定です。コウモリ類の飛翔状況については、地上からのバットディテクターでの確認を併用し、可能な限り把握致します。</p>
6	<p>5. 対象事業実施区域内の既設風力発電所におけるバットストライクの現状を月2回以上で調査する必要がある。</p>	<p>対象事業実施区域内の既設風力発電所は他事業者が所有しているため、情報が得られましたら、準備書に記載致します。</p>
7	<p>6. 今後はコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。</p>	<p>コウモリ類については、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を行い、専門家から助言を頂きながら、適切に予測及び評価を行い、必要な保全措置を検討致します。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

東京都世田谷区在住 B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■1.意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>頂いたご意見は要約せず記載致しました。</p>
2	<p>■2.コウモリ類の保全措置について 『新たな知見（2020年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車と風を平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として必ず検討して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、頂いたご意見も参考に、専門家等の助言も踏まえながら検討致します。</p>
3	<p>■3.本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？との意見に対して事業者は「現段階時点では決まっておりません。」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p>	<p>準備書では、検討機種の特性を踏まえてコウモリ類の影響を予測致します。</p>
4	<p>■4.回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状を踏まえ、事業者が追加的保全措置を<b>実施しない理由</b>を述べよ。</p> <p>※45個体（4種、1～32個体）、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1）、9-11、2017） ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体、合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県） ※コヤマモウコリ5個体、ヒナコウモリ3個体、合計8個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年12月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業共用に係る事後調査報告書（第2回）」（令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ3個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」（令和2年10月 コスモエコパワー株式会社）岩手県</p>	<p>事例をお示しいただきありがとうございます。国内において、お示しいただいた、バットストライクによるものとされるコウモリ類の死骸が確認されていることは承知しております。今後は、現地調査によりコウモリ類の飛翔状況を適切に把握し、コウモリ類に係る影響が懸念された場合は、専門家等の助言も踏まえて、追加的な保全措置も検討致します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<b>本事業者も必ず実施して頂きたい。</b></p>	<p>環境保全措置については、現地調査により得られたコウモリ類の飛翔状況を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討致します。</p>
6	<p>■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<b>実施しない理由</b>を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>環境保全措置については、現地調査により得られたコウモリ類の飛翔状況を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討致します。</p>
7	<p>■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「コスモエコパワー株式会社」並びに委託先の「東洋設計」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試験運転開始日から」必ず実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）</p>	<p>環境保全措置については、現地調査により得られたコウモリ類の飛翔状況を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討致します。</p>
8	<p>■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未滿の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>環境保全措置については、現地調査により得られたコウモリ類の飛翔状況を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討致します。</p>
9	<p>■9. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が<b>事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由</b>を述べよ。</p>	<p>環境保全措置は、現地調査によりコウモリ類の飛翔状況を可能な限り把握した上で、事後調査前から検討致します。</p>
10	<p>■10. 「予測の不確実性」の定義および基準について</p> <p>これまで事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。仮に本事業において今後「予測の不確実性」について言及する場合は（おそらくするだろう）、「予測の不確実性」の定義を述べること。</p>	<p>準備書では、予測の不確実性があると判断した理由についても可能な限り記載致します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>当社見解としては、「予測に不確実性を伴うため、保全措置を実施（検討）しない」という考えはありません。</p> <p>今後実施する現地調査に基づき、コウモリ類への影響が考えられた場合には、専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討する考えです。</p>
12	<p>■12.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば</u>、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのため<u>の調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>当社見解としては、「予測に不確実性を伴うため、保全措置を実施（検討）せず、事後調査後に保全措置を先送りする」という考えはありません。</p> <p>ご指摘のとおり、今後はコウモリ類への影響を回避、または低減するための適切な現地調査を実施する考えです。</p>
13	<p>■13.「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>P7-9『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ』との意見に対し事業者は、『「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から十分な隔離を確保する等の対応を考えています。一方「環境の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しを含め、対策を検討、運用することと考えています』と述べている。</p> <p>他の事業者の回答によると、 =====</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 =====</p> <p>「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人日本環境アセスメント協会、平成 29 年） とのことだが、 この定義によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、事業者の見解を述べよ。</p>	<p>「ライトアップしないこと」は事業における行為の一部を実施しないことと解釈できますが、これによりバットストライクを完全に発生させないようにすることは難しく、あくまでもコウモリ類が風力発電機近くを飛翔する頻度を低下させることにより衝突リスクの低減を狙うものであるため、影響の発現を最小限に抑える低減措置であると考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>■14.回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は P7-9「ライトアップをしないことは（中略）餌を追って飛来するコウモリ類が風力発電機近くを飛翔する頻度を低下させることを狙っておりますが、風力発電機近くにおける飛翔を完全になくすことは困難であるため「回避」ではなく「低減」に該当するものと理解しております」と回答した。仮に事業者側の主張するように「ライトアップを実行しないことが『回避ではなく低減に該当する』」ならば、事業者は、同じく低減措置に該当する『カットイン風速を上げることとフェザリングすること』を検討しないとならない。</p> <p>（理由）</p> <p>「ライトアップ不実行」という『低減措置』を（バットストライクという影響が生じているにもかかわらず）「あえて」採用し、『カットイン風速を上げることとフェザリングすること』という『科学的に効果が確認されている低減措置』を採用しないのは、『保全措置のチェリーピッキング（つまみぐい）』であり、『適切とは言えない』。</p>	<p>環境保全措置については、現地調査により得られたコウモリ類の飛翔状況を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討致します。</p>
15	<p>■15.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。（Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010）</p>	<p>ライトアップをしないことにより、餌資源となる昆虫類の飛翔量を低減し、餌を追って飛来するコウモリ類が風力発電機近くを飛翔する頻度を低下させることが期待できると考えております。追加的な環境保全措置については、現地調査により得られたコウモリ類の飛翔状況を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討致します。</p>
16	<p>■16.コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※よって、『風力発電機を樹林から 200m 以上離して設置』していただきたい。</p> <p>もし隔離ができない場合は、最新の知見に従い、（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）を実施していただきたい。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、頂いたご意見も参考に、専門家等の助言も踏まえながら検討致します。</p>
17	<p>■17.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺してから」ではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がない。</p>	<p>環境保全措置は、現地調査によりコウモリ類の飛翔状況を可能な限り把握した上で、本事業の実施に伴う影響が考えられた段階で検討致します。</p>
18	<p>■18.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>現地調査によりコウモリ類の飛翔状況を可能な限り把握し、コウモリ類に係る影響が懸念された場合は、専門家等の助言も踏まえて、環境保全措置を検討致します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p><b>■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</b></p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>当社見解としては、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という考えはありません。</p> <p>今後実施する現地調査に基づき、コウモリ類への影響が考えられた場合には、専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討する考えです。</p>
20	<p><b>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</b></p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリ類の保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>環境保全措置は、現地調査によりコウモリ類の飛翔状況を可能な限り把握した上で、本事業の実施に伴う影響が考えられた段階で検討致します。</p>
21	<p><b>■21. 音声録音調査の調査地点について</b></p> <p>P312 バットディテクターによる音声録音調査の調査地点数が決まっていないが、「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（22箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>音声録音調査は、対象事業実施区域におけるコウモリ類の飛翔状況を可能な限り把握するため、対象事業実施区域内の植生に応じて複数地点で実施することを検討しております。調査地点及び設定理由については、準備書において記載致します。</p>
22	<p><b>■22. 音声録音調査の調査地点について</b></p> <p>対象事業実施区域は931haという広大なエリアだが、自動録音の調査地点が決まっていない。</p> <p>他の事業者の調査結果によると、自動録音調査は機器の不具合による欠測が発生している。よって、少なくとも対象事業実施区域の北側、中央、南側の3エリアにわけて、それぞれ複数地点で、長期間の録音調査をすべきではないのか。</p>	<p>音声録音調査は、対象事業実施区域におけるコウモリ類の飛翔状況を可能な限り把握するため、対象事業実施区域内の植生に応じて複数地点で実施することを検討しております。調査地点については、バットディテクターによる任意踏査を踏まえて、ご意見も参考に検討致します。また、調査前には調査機器の確認を行い、機器の不具合による欠測を極力避けるように致します。</p>
23	<p><b>■23. 音声録音調査の期間について</b></p> <p>P6-40 バットディテクターによる音声録音調査の期間は5月から10月とし、その理由を「コウモリ類が活動する時期」とある。しかし「コウモリ類が活動する時期」とした根拠が曖昧である。そもそも現地におけるコウモリの「活動する時期」は不明のはずであり、それは実際に現地調査をした上で判断すべき話であろう。調査をする前から「コウモリ類が活動する時期は5月から10月」と決めつけるのは早まった一般化ではないのか。安全側に立ち、4月から11月まで録音調査を実施すること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、4月から11月までの調査を行うことと致します。</p>
24	<p><b>■24. バットディテクターによる調査時間について</b></p> <p>バットディテクターによる音声録音調査の調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>期間中は、日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音する計画です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>■25. バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いてない（ので分からない）」などと回答する事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>高高度調査では、ブレード回転範囲を含む高高度におけるコウモリ類の飛行高度を調査する計画です。バットディテクターの探知距離については、確認を行い、環境影響評価準備書に記載致します。</p>
26	<p>■26. 重要種以外のコウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはすだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>重要種以外のコウモリ類についても、生態系を構成する一部であり、「死んでも構わない」とは思っておりません。環境影響評価では主に重要な種を対象に影響の予測を行います。コウモリ類は音声による種の同定が困難なことから、現時点では複数のグループに区分して予測・評価することを検討しております。また、予測された影響の程度に応じて、専門家等からの助言を得ながら環境保全措置を検討することで、重要種以外のコウモリ類への影響も回避、または低減できるものと考えております。</p>
27	<p>■27. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>P6-34 事業者が行う「音声録音調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」<a href="http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml</a>）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「<u>定量的</u>」に行うこと。</p>	<p>ご指摘内容を参考とさせていただき、引き続き最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら、適切な手法による予測を実施致します。</p>
28	<p>■28. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的な指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>今後の手続において、最新の知見や専門家等の助言を踏まえた上で必要であると認められる場合には、環境影響評価法第11条第2項に従い、技術的な助言を求めることを検討致します。</p>
29	<p>■29. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>今後の現地調査及び予測結果に基づき、専門家等の助言も踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討します。さらに、予測に係る不確実性、保全措置の効果の不確実性がある場合には、事後調査を行いコウモリ類への影響の把握に努めます。事後調査を実施する場合は、最新の知見に基づき、専門家等の助言も踏まえて、調査手法を検討致します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>■30. コウモリ類の死骸探索調査について            コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、            ①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり3日以上調査を、毎月2回の頻度で行うこと。            ②死骸探索調査は日の出より開始すること。            *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>今後の現地調査及び予測結果に基づき、専門家等の助言も踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討します。さらに、予測に係る不確実性、保全措置の効果の不確実性がある場合には、事後調査を行いコウモリ類への影響の把握に努めます。事後調査を実施する場合は、最新の知見に基づき、専門家等の助言も踏まえて、調査手法を検討致します。</p>
31	<p>■31. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること            コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。            ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATs Publication Series No.6」, (<a href="https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf">https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</a>)</p>	<p>事後調査を実施する場合は、最新の知見に基づき、専門家等の助言も踏まえて、調査手法を検討致します。</p>
32	<p>■32. 「事後調査」は信用できない            ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。            ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。            ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。            ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。            ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査を実施する場合は、事後調査結果についても専門家等からの助言を得つつ、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討致します。</p>

## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

黒松内町在住 C氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>P31「人と自然との触れ合い活動の場の状況」に「対象範囲には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない」とありますが、これは施設を示しているのでしょうか。当団体（黒松内ぶなの森自然学校）では、活動フィールドとして広く利用しております。</p> <p>ミズナラの巨木などもあるので、十分な保護措置をお願い致します。</p>	<p>「人と自然との触れ合い活動の場」は野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設または場として、関係自治体のホームページや観光サイト等により把握致しました。</p> <p>事業に当たっては、自然体験活動の場を可能な限り保全できるよう、既存の農道や林道を活用することで極力樹木伐採範囲や土地改変の最小化に努めてまいります。また、ミズナラの巨木については、今後の現地調査により位置を把握し、改変を避けることを第一として保全措置を検討してまいります。</p>
2	<p>対象地にミズナラの大木がある場所があります。その地は絶対にさけて頂きたい。又、周辺の樹木の保全も願います。</p> <p>P31、105「人と自然との触れ合い活動の場の状況」に、そのような活動の場は存在しないとありますが、上記ミズナラとその周辺では私達は、自然体験活動のフィールドとしています。また、周辺は、タケノコなどの山菜採りで、多くの人が訪れています！！</p>	<p>ミズナラの巨木や重要な群落等については、今後の現地調査により位置を把握し、改変を避けることを第一として保全措置を検討してまいります。</p> <p>自然体験活動の場についても可能な限り保全できるよう、既存の農道や林道を活用することで極力樹木伐採範囲や土地改変の最小化に努めてまいります。タケノコ取りの場については、所管である北海道森林管理局後志森林管理署とも協議しながら、事業との共存に努めてまいります。</p>

注：C氏からは寿都町及び黒松内町にそれぞれ1通の投函があったため、1名からの意見として記載した。

## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

黒松内町在住 D氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>月越峠は子ども達を連れて雪遊びなどを行う重要なフィールドです。ミズナラの巨木をはじめ、数はそこまで多くないと思いますが、いくつかの老齢木も残っています。また、ヒグマの生息地であることは間違いなく、発電機の設置自体または設置の為に工事によって影響がないのか心配しています。山を追われればヒグマが市街地に更に降りてくることも考えられるかと思います。影響をなるべく少なくする努力をして頂けたらと思います。</p>	<p>事業に当たっては、自然体験活動の場についても可能な限り保全できるよう、既存の農道や林道を活用することで極力樹木伐採範囲や土地改変の最小化に努めてまいります。また、ミズナラをはじめとする巨木については、今後の現地調査により位置を把握し、調査結果に応じて十分な保全措置を検討してまいります。</p> <p>ヒグマについては、引き続き知見の収集に努め、専門家からのご意見も得つつ、可能な限り影響を低減できるよう検討してまいります。</p>
2	<p>あと一つ、人と自然との触れ合いの活動の場に当団体「黒松内ぶなの森自然学校」が入っていないのはどうしてでしょうか？その点でいうと「ブナセンター」さんも該当するかと思います。</p>	<p>人と自然との触れ合い活動の場は、関係自治体のホームページや観光サイト等により把握できた施設等を記載致しました。黒松内町ブナセンターについては、対象事業実施区域から離れていること、周辺における工事関係車両の通行もほとんど無いと考えられることから、本事業による影響は無いと考え、図書には記載しておりません。</p>

○日刊新聞紙における公告

北海道新聞 小樽後志版 日刊紙 [令和 2 年 11 月 30 日 (月)]

**風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)島牧ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」を作成し、縦覧致しますので、ご覧いただきますようお願い致します。

■事業者の名称 コスモエコパワー株式会社  
 ■代表者の氏名 代表取締役社長 野地雅禎  
 ■事務所の所在地 東京都品川区大崎1-6-11  
 T O C 大崎ビルディング

■対象事業の名称、種類及び規模  
 △名称 (仮称) 島牧ウインドファーム事業  
 △種類 風力(陸上)  
 △規模 最大12万1千kW程度(風力発電機の基数 最大22基)

■対象事業実施区域  
 △北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町地内  
 △北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町

■縦覧の場所  
 ●島牧村役場 (島牧郡島牧村字泊83-1)  
 ●寿都町役場 (寿都郡寿都町渡島町140-1)  
 ●黒松内町役場 コミュニティ防災センター (寿都郡黒松内町字黒松内302-1)

△期間…令和2年11月30日(月)～令和3年1月8日(金)  
 △時間…各庁舎の開館時間に準じます。

■その他  
 方法書及び要約書の電子版は、弊社ホームページからご覧になれます。  
<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shinamak12.html>

■意見書の提出  
 環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に事業名称、住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函いただくか、問い合わせ先へご郵送、又はメールにてご送付願います。(令和3年1月22日(金)まで、郵送は当日消印有効)。

■説明会  
 以下の日程で、方法書に関する説明会を開催致します。  
 島牧村…ふれあい交流センターおあしす  
 令和2年12月13日(日) 14時～16時  
 寿都町…寿都町総合文化センター  
 令和2年12月14日(月) 18時30分～20時30分  
 黒松内町…環境学習センター  
 令和2年12月12日(土) 10時～12時

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合がございます。

■問い合わせ先  
 コスモエコパワー株式会社 事業開発部 島牧担当  
 〒144-0032 東京都品川区大崎1-6-11 T O C 大崎ビルディング  
 TEL:03-5487-8561 FAX:03-5487-8570  
 E-mail: jigy-kahatsu@eco-power.co.jp

○折り込みチラシ 島牧村、寿都町、黒松内町 [令和 3 年 11 月 30 日 (月)]

(仮称) 島牧ウィンドファーム事業  
風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

この度、弊社では島牧村、寿都町及び黒松内町にまたがる月越原野での新たな風力発電事業計画の検討を実施したいと考えております。本事業の検討にあたり、11月30日(月)より環境影響評価方法書の縦覧・公表を開始致しますので、ここに周知致します。

<会社概要>

社名 : コスモエコパワー株式会社  
所在地 : 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング  
株主 : コスモエネルギーホールディングス株式会社

<公表内容>

■名称 : (仮称) 島牧ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書

▽事業内容 : 風力発電 (陸上)

▽事業規模 : 出力 最大 121,000kW 程度 (風力発電機の基数 最大 22 基)

▽事業実施想定区域 : 北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町

■縦覧場所 : 島牧村役場 (島牧村字泊 83-1)

: 寿都町役場 (寿都町渡島町 140-1)

: 黒松内町役場コミュニティ防災センター (黒松内町字黒松内 302-1)

■縦覧期間 : 令和 2 年 11 月 30 日 (月) ~ 令和 3 年 1 月 8 日 (金)

■電子公表 <https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shimamaki2.html> (弊社 HP 内)

■意見書の提出

ご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書をご記入の上、意見箱へ投函、もしくは上記弊社 HP 内の意見書様式にご記入の上、以下お問い合わせ先へ郵送、又はメールにてご送付いただけますと幸いです(令和 3 年 1 月 22 日 (金)まで。郵送は当日消印有効)。

■説明会 島牧村 : ふれあい交流センターおあしす

令和 2 年 12 月 13 日 (日) 14 時~16 時

寿都町 : 寿都町総合文化センター

令和 2 年 12 月 14 日 (月) 18 時 30 分~20 時 30 分

黒松内町 : 環境学習センター

令和 2 年 12 月 12 日 (土) 10 時~12 時

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合がございます。

<お問い合わせ先>

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 島牧担当

TEL : 03-5487-8561 FAX : 03-5487-8570

E-mail : jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp



コスモエコパワー株式会社



## ○コスモエコパワー株式会社のホームページによる周知及び電子縦覧状況

**COSMO**  
コスモエコパワー株式会社

事業内容 企業情報 発電所情報 知る・楽しむ お知らせ お問い合わせ 採用情報 JP EN

## お知らせ

ホーム > お知らせ > お知らせ詳細

### 「(仮称) 島牧ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の公表および縦覧について

2020.11.30

2020年11月30日  
コスモエコパワー株式会社

「(仮称) 島牧ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- 方法書は、2020年11月30日(月)～2021年1月8日(金)の間中は閲覧が可能です。  
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- 方法書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
- 個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。
- 閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。  
(以下の<方法書の公表>に示したリンクより閲覧いただけます。)

#### 方法書の公表

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況\(自然的状況\)](#)

[第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況\(社会的状況\)](#)

[第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[要約書](#)

## 方法書の縦覧

### 縦覧場所

島牧村役場（島牧村字泊83-1）

寿都町役場（寿都町渡島町140-1）

黒松内町役場 コミュニティ防災センター（黒松内町字黒松内302-1）

### 縦覧期間

2020年11月30日（月）～2021年1月8日（金）

- ・島牧村役場  
時間：午前8時45分から午後5時30分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
- ・寿都町役場  
時間：午前8時45分から午後5時25分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
- ・黒松内町役場 コミュニティ防災センター  
時間：午前8時45分から午後5時30分まで（月曜日から日曜日まで。）

## 方法書に対する意見書の提出について

方法書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。

以下の「意見書様式」に従い、2021年1月22日（金）までに、縦覧場所に備付けの意見書箱にご投函いただくか、問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）でお送りください。

[意見書様式](#)

（意見書様式は縦覧場所にも附置しています。）

## 方法書に係る説明会

下記日程、会場にて開催いたします。

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合がございます。

- ・島牧村  
日時：2020年12月13日（日）14時～16時  
会場：ふれあい交流センターおあしす
- ・寿都町  
日時：2020年12月14日（月）18時30分～20時30分  
会場：寿都町総合文化センター
- ・黒松内町  
日時：2020年12月12日（土）10時～12時  
会場：環境学習センター

## お問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部（担当：堀、小暮） 電話：03-5487-8561

（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）

○日刊新聞紙における説明会中止のお知らせ

北海道新聞 小樽後志版 日刊紙 [令和2年12月11日(金)]

**(仮称)島牧ウィンドファーム事業に係る環境影響  
評価方法書 説明会中止のお知らせ**

令和2年12月12日(土)10時から予定しておりました黒松内町環  
境学習センターでの説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止  
の観点から施設閉鎖となったため、中止すること致しました。  
つきましては、方法書の縦覧期間中、弊社ホームページ上におい  
て説明会資料を公表致します。  
<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shimamaki2.html>

なお、左記の説明会については、感染対策を十分講じた上で実施  
する予定ですので、ご参集いただけますと幸いです。ご来場され  
る方々におかれましては、マスクの着用を徹底いただきたくとも  
に、発熱・咳・鼻水等の症状がある方はお控えいただきませう  
お願い申し上げます。

○島牧村…ふれあい交流センターおあしす  
令和2年12月13日(日) 14時～16時

○寿都町…寿都町総合文化センター  
令和2年12月14日(月) 18時30分～20時30分

急な御連絡となり大変申し訳ございませんが、ご理解の程、宜し  
くお願い申し上げます。

令和2年12月11日  
コスモエコパワー株式会社

## ○コスモエコパワー株式会社のホームページによる説明会中止のお知らせ

(意見書様式は縦覧場所にも附置しています。)

## 方法書に係る説明会

下記日程、会場にて開催いたします。

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、変更となる場合がございます。

- ・島牧村

日時：2020年12月13日（日）14時～16時

会場：ふれあい交流センターおあしす

- ・寿都町

日時：2020年12月14日（月） 18時30分～20時30分

会場：寿都町総合文化センター

- ・黒松内町

日時：2020年12月12日（土） 10時～12時

会場：環境学習センター

新型コロナウイルス感染症の観点から上記施設が閉鎖となったため、黒松内町での説明会開催を中止とさせていただきます。

御来場予定の方には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほどよろしくご願ひ申し上げます。

なお、説明会会場で配布を予定しておりました資料を、縦覧期間中に掲載いたします。

資料の掲載は2021年1月8日（金）で終了しました。

環境影響評価方法書 説明会資料

環境影響評価方法書のあらまし

説明資料追加（2020年12月10日）

## お問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部（担当：堀、小春） 電話：03-5487-8561

（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで【土・日曜日及び祝祭日を除く。】）

